

## 第2回浜松市中央卸売市場の今後のあり方研究会

日時 平成30年12月18日(火)

午前10時～

会場 中央卸売市場

3階中会議室

### 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 協議事項

(1) 中央卸売市場業務条例改正の方針について

(2) その他

4 閉 会

第2回あり方研究会 席次表

(株)浜中 池田 規	北嶋 秀明	開設者 山下 文彦	山本 和美	
(株)浜中 岡田 力也				(株)浜松魚市 宮地 一郎
浜松青果(株) 松井 英司				浜松魚類(株) 白井 君夫
青果仲卸組合 伊藤 嗣男				水産仲卸組合 荒木 定雄
青果物商業協同組合 村上 百里				水産物商業協同組合 春日 大史
果物商業協同組合 松本 光由				関連事業協同組合 山田 晴久
				市場協力会 小粥 康弘
	山田 正樹	池谷 謙司	事務局 高柳 光男	中村 直行

河野 和世	三浦 宏之	古橋 育三
-------	-------	-------

浜松市中央卸売市場の今後のあり方研究会委員等(協力会理事等)

委員区分	役職名	備考
水産卸会社	(株)浜松魚市代表取締役社長 宮地 一郎	
水産卸会社	浜松魚類(株)代表取締役社長 白井 君夫	
青果卸会社	(株)浜中代表取締役会長 池田 規	
青果卸会社	(株)浜中取締役社長 岡田 力也	
青果卸会社	浜松青果(株)代表取締役社長 松井 英司	
水産仲卸組合	水産仲卸組合理事長 荒木 定雄	
青果仲卸組合	青果仲卸組合理事長 伊藤 嗣男	
青果物商業協同組合	青果物商業協同組合理事長 村上 百里	
果物商業協同組合	果物商業協同組合理事長 松本 光由	
水産物商業協同組合	水産物商業協同組合理事長 春日 大史	
関連事業協同組合	関連事業協同組合理事長 山田 晴久	

開設者	産業部農林水産担当部長 山下 文彦 産業部農業水産課課長 北嶋 秀明 産業部中央卸売市場長 山本 和美	
-----	---	--

管理事務所	産業部中央卸売市場	中村 直行 高柳 光男 古橋 育三 池谷 謙司 三浦 宏之 浅井 祐城 山田 正樹	(法改正) (法改正) (経営展望) (経営展望) (経営展望)
市場協力会	産業部農林水産課 市場協力会事務長	河野 和世 小粥 康弘	

改正卸売市場に係る業務条例との比較と現状

改正卸売市場法	浜松市中央卸売市場業務条例	浜松市中央卸売市場業務条例別表・規則・要綱等	申請の有無	現状	条例改正の方向性
<p>①売買取引の方法の公表</p> <p>公平・効率的な取引が行われるよう、せり売・入札・相対取引といった「売買取引の方法」を定め、公表する。</p>	<p>(売買取引の方法)</p> <p>第41条 卸売業者は、市場において行う卸売りについては、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる売買取引の方法によらなければならない。</p> <p>(1)別表第1に掲げる物品 せり売又は入札の方法</p> <p>(2)別表第2に掲げる物品 毎日の卸売予定数量のうち市長が定める割合に相当する部分についてはせり売又は入札の方法、それ以外の部分についてはせり売若しくは入札の方法又は相対取引</p> <p>(3)別表第3に掲げる物品 せり売若しくは入札の方法又は相対取引</p> <p>第41条第2項 相対取引申請 ・せり物品を相対取引する場合、申請による。</p>	<p>条例(別表規定) 【最低せり割合等要綱】 青果部：70%せり売又は入札の方法 水産物部：50%せり売又は入札の方法</p> <p>【規則第48条：相対取引の承認の申請】 【規則第49条：予約相対取引の承認の申請等】 【規則第50条：せり開始時刻前の相対取引の承認の申請】</p> <p>【相対売又は定価売の方法による卸売承認要綱】 【予約相対取引承認要綱】</p>	<p>無</p>	<p>【H29総取扱数量に係るせり割合実績】 ・せり売、入札： 青果部2割 水産物部1割 ・相対取引： 青果部5割 水産物部6割 ・第三者販売： 青果部3割 水産物部3割 公表方法：市場HP(予定)</p> <p>・別表第1の100%せり売物品を相対取引している事例有。(水産物部の浜名湖産カキ) ・卸・仲卸ともに、せり・相対物品のせり開始前需要が大手量販店から要求されている。 ・申請書の提出は0件</p>	<p>①売買取引の方法の公表:取引実態に合わせて改正 *詳細については、市場関係者と調整</p>
<p>②差別的取扱の禁止</p> <p>集荷面で全ての生産者が公平に扱われ、分荷面でも全ての仲卸業者・売買参加者が公平に扱われるよう、「差別的取扱い」を禁止する</p>	<p>(差別的な取扱いの禁止等)</p> <p>第44条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者、仲卸業者又は売買参加者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。</p>			<p>・特に、苦情はないが、卸は、仲卸の直荷引きの実態を指摘している。また、仲卸は、卸の集荷力の悪さを指摘している。 ・買受量の多い仲卸、買受と少ないでは、卸売価格に差が出ている。</p>	<p>②差別的取扱の禁止:現行条例設定済</p>
<p>③受託拒否の禁止</p> <p>生産者にとって確実な出荷先を確保できるよう、中央卸売市場については、生産者から販売委託の申込みがあった場合に、正当な理由がある場合を除き、卸売業者による「受託拒否」を禁止する</p>	<p>2 卸売業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。</p>			<p>・出荷者が出荷した物品に「有害な物品等」該当のみ。この場合は、市保健所の指導を受けている。</p>	<p>③受託拒否の禁止:現行条例に加えて、農水省令第6条の事項を追加して改正 ・農水省令第6条(受託拒否の正当な理由)法第4条第5項の表の5の項の農林水産省令で定める正当な理由がある場合は、次のとおりとする。1.販売の委託の申込みがあった生鮮食品等が食品衛生上有害である場合他6項目</p>
<p>④代金決済ルールの策定・公表</p> <p>生産者が出荷した農産物の代金が早期かつ確実に回収されるよう、「代金決済ルール」を定め、これを公表する</p>	<p>第61条(仕切り及び送金) 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした翌日までに、卸売物品の合計額に消費税を乗じ、委託手数料を差し引いた仕切金額と仕切書を送付しなければならない。</p> <p>第65条(買受代金の即時支払義務) 仲卸、売買参加者が卸から買受けた物品の引渡しと同時に支払わなければならない。</p>			<p>・卸から出荷者への支払いは翌日。 ・仲卸、買参からの支払いは4日又は5日で、市場代金決済機関の利用。 青果 3者 水産 1者</p>	<p>④代金決済ルールの策定・公表:現行条例設定済</p>
<p>⑤取引条件の公表</p> <p>⑥取引結果の公表</p> <p>卸売市場における取引の透明性を高めるよう、「取引条件(数量・価格、委託手数料・各種奨励金等)」を公表する</p>	<p>第58条(卸売予定数量等の報告) 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、品目ごとの数量及び主要産地を報告。</p> <p>第58条第2項 卸売業者は、当日卸売をした物品の品目ごとの数量、産地及び卸売金額の高値、中値、安値を報告。</p> <p>第59条(卸売業者による卸売予定数量等の公表) 卸売業者は、毎開場日、第58条第2項の卸売金額等を卸売場に公表すること。</p> <p>第60条(開設者による卸売予定数量等の公表) 開設者(市長)は、卸売業者からの報告に対し、卸売金額等を卸売場に公表しなければならない。</p>	<p>【規則第61条(卸売予定数量等の報告)】 ・予定数量:販売開始30分前まで(卸売場) ・当日卸売価格:販売終了後直ちに(卸売場、開設者あて)</p>	<p>有</p>	<p>・取引条件の公表は、新規。今後、改正条例を市場ホームページにアップ。 ・取引結果の公表は、現行条例で規定あり。 ・卸売予定数量及び当日の卸売価格等、毎開場日の午後3時までに、青果部・水産物部せり場内モニターに公表している。 手数料他 月単位で公表 公表は、ホームページで</p>	<p>⑤取引条件の公表:卸売市場法第4条認定において必要不可欠のため 卸売市場法第4条(中央卸売市場の認定)卸売市場であって、第5項各号に掲げる要件に適合しているものは、農林水産大臣の認定を受けて、中央卸売市場と称することができる</p> <p>⑥取引結果の公表:現行条例に加えて、 公表方法:インターネット上での公表を条例化 卸売業者:農水省令第5条における公表を条例化 農水省令第5条(卸売業者による売買取引の条件の公表)法第4条第5項第5号の表の4の項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により行われなければならない。1.営業日及び営業時間 2.取扱品目他4項目</p>

改正卸売市場法に係る業務条例との比較と現状

改正卸売市場法	浜松市中央卸売市場業務条例	浜松市中央卸売市場業務条例別表・規則・要綱等	申請の有無	現状	条例改正の方向性
<p>⑦その他取引条件</p> <p>・第三者販売の原則禁止 卸売業者は、市場内の仲卸業者、売買参加者以外に卸売をしてはならない</p>	<p>(卸売の相手方の制限)</p> <p>第45条 卸売業者は、市場における卸売の業務について、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 次に掲げる特別の事情がある場合であって、市長が市場の仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することとならないと認めて許可したとき。</p> <p>ア 市場における入荷量が著しく多い イ 卸売をした後残品が生じた場合 ウ 出荷者の事情で卸売市場に出荷されることが困難である物品の卸売をする場合</p> <p>(2)市場間連携契約によるもの (3)新商品開発契約によるもの (4)輸出に関する契約によるもの</p>	<p>【規則第51条第1項】： 条例第45条第2項の許可申請書は、卸売許可申請書(第38号様式)とする。</p> <p>【仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売許可要綱】</p> <p>ア:仲卸、買参の通常買受数量80%以内 イ:残品のすべて ウ:品目ごと当日上場の10%以内</p> <p>【市場間連携に関する卸売承認要綱】 【新商品開発に関する卸売承認要綱】</p>	<p>有</p> <p>無</p>	<p>・卸業者にとって、毎日の委託集荷を全量さばけない。 ・残品を仲卸業者、売買参加者は買いきれない。</p> <p>・申請件数 青果部:158,224件 水産物部:246,811件 合計:405,035件 ・1日当たり1,540件(平成29年度開場日:263日)</p> <p>【H29年度実績】 青果部 総取扱数量:105,180トン 第三者販売:31,101トン 約30%(29.57%) 水産物部 総取扱数量:25,605トン 第三者販売:6,895トン 約30%(26.65%)</p>	<p><b>第三者販売の原則禁止:廃止</b> ・提出書類の削減により事務処理の軽減及び経費削減 ・ただし、開設者が確認するため、販売先リスト(年度当初・随時)及び実績報告書を求める * 詳細については、市場関係者と調整</p>
<p>・商物一致の原則 卸売業者は、市場内にある生鮮食料品等以外の卸売をしてはならない</p>	<p>(市場外にある物品の卸売の禁止)</p> <p>第47条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、市場内にある物品以外の物品の卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 開設区域内において市長が指定する場所(法第39条第1号の規定により農林水産大臣が指定した場所を含む。)にある物品の卸売をするとき。</p> <p>(2) 仲卸業者、売買参加者との締結契約に基づく物品 (3) 電子商取引する取引物品</p>	<p>【規則第54条第1項(市場外保管場所の指定の申請等)】 【条例第47条第1項第1号の規定により市長の指定を受けようとする者は、市場外保管場所指定申請書(第44号様式)を市長に提出しなければならない。】</p> <p>【規則第54条第3項～5項(市場外保管場所の指定の申請等)】</p>	<p>有</p> <p>無</p>	<p>仲卸の目利きによる生鮮食料品の消費者への販売 *市場外指定場所からの卸売の現状を把握できていない。</p> <p>・青果部該当なし</p> <p>・水産物部13か所 1. 開設区域内(浜松市内):7か所 2. 開設区域周辺(浜松市外):6か所</p> <p>・事例なし</p>	<p><b>商物一致の原則:廃止</b> ・提出書類の削減により事務処理の軽減及び経費削減 ・ただし、開設者がチェック機能を果たすため必要ときに報告を求める * 詳細については、市場関係者と調整</p>
<p>・直荷引きの原則禁止 仲卸業者は、市場内の卸売業者以外から買入れて販売してはならない</p>	<p>(仲卸業者の業務の規制)</p> <p>第54条 仲卸業者は、市場内においては、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について販売の委託の引受けをしてはならない。</p> <p>2 仲卸業者は、卸売業者以外の者から買入れて販売してはならない。ただし、市場内卸売業者から買入れが困難なものを市場外から買入れ販売する場合は、次の各号による。</p> <p>(1) 仲卸業者として市長の許可を受けているもの (2) 市場間連携締結によるもの (3) 新商品開発契約によるもの (4) 輸出契約によるもの</p>	<p>【規則第58条(卸売業者以外の者から買入れの許可の基準)】 ・卸売業者が取扱物品の卸売をしていない。 ・卸売が仲卸業者の需要を十分満たしていない。 ・卸売業者からの買入れが仲卸業者にとって不利益である。</p>	<p>無</p>	<p>・事例なし</p> <p>①青果部(11社):申請、報告なし。 ②水産物部(8社):申請、報告なし。</p>	<p><b>直荷引きの原則禁止:廃止</b> ・提出書類の削減により事務処理の軽減及び経費削減 ・ただし、直荷使用料捕捉のため実績報告書を求める * 詳細については、市場関係者と調整</p>

卸売市場法改正に伴う取引ルールについて

●市場関係者と協議し、市場ごとに定める取引ルール

◇第三者販売の原則禁止

◇商物一致の原則

◇直荷引きの原則禁止

○開設者の考え方

◆共通ルール以外のルールは規定しない。

【理 由】

1. 卸売市場法の改正は、卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保により生産者の所得の向上と消費者ニーズへの的確な対応を図ることを目的としている。
2. 卸売市場の活性化には、流通の自由化による効率的な輸送、コスト削減が必要である。
3. 市民ニーズに応えるため、新鮮で安全な生鮮食料品等を全国、世界各地から受け入れ、一般消費者へ届ける必要がある。
4. 市場取引の自由度を高め、すべてにおいてロスを軽減することが重要。
5. 市場取引は、取引事業者間で調整することが大変重要であり、開設者が市場取引の規制をすることは、取引参加者の裁量を侵害することになる。

以上

平成 30 年 12 月 18 日

## 第 2 回あり方研究会意見書

団体名

卸売市場法改正の方針説明を受けて、開設者の考え方に対してご意見がある方は、12月28日(金)までに管理事務所までご提出ください。



## 卸売市場に関する基本方針

### 第1 卸売市場の業務の運営に関する基本的な事項

#### 1 卸売市場の位置付け（法第1条、第2条、第4条及び第13条関係）

中央卸売市場及び地方卸売市場（以下単に「卸売市場」という。）が有する集荷及び分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は重要であり、卸売業者の集荷機能、仲卸業者の目利き機能等が果たされることにより、食品等の流通の核として国民に安定的に生鮮食料品等を供給する役割を果たすことが期待される。

他方、生産者の所得の向上と消費者ニーズへの的確な対応のためには、卸売市場を含めて新たな需要の開拓や付加価値の向上を実現することが求められる。

流通が多様化する中で、卸売市場は、生鮮食料品等の公正な取引の場として、特定の取引参加者を優遇する差別的取扱いの禁止のほか、取引条件や取引結果の公表等公正かつ透明を旨とする共通の取引ルールを遵守し、公正かつ安定的に業務運営を行うことにより、高い公共性を果たしていくことが期待される。

また、地方公共団体を始めとする開設者は、地域住民からの生鮮食料品等の安定供給に対するニーズに応えつつ、高い公共性を果たす必要がある。

#### 2 卸売市場におけるその他の取引ルールの設定（法第4条第5項第6号及び第13条第5項第6号関係）

開設者は、法に基づき、取引参加者の意見を十分に聴いた上で、その他の取引ルールとして、次のような行為について遵守事項を定めることができる。

##### ア 商物分離

卸売市場外にある生鮮食料品等の卸売業者による卸売

##### イ 第三者販売

仲卸業者及び売買参加者（開設者から事実行為として承認等を受けて卸売業者から卸売を受ける者をいう。以下同じ。）以外の者への卸売業者による卸売

##### ウ 直荷引き

仲卸業者による卸売業者以外の者からの買受け

##### エ 自己買受け

卸売業者による卸売の相手方としての買受け

##### オ 地方卸売市場における受託拒否の禁止

地方卸売市場において出荷者から販売の委託があった場合の卸売業者による受託拒否の禁止

開設者は、その他の取引ルールを定める場合には、卸売業者及び仲卸業者だけでなく出荷者や売買参加者を始めとする取引参加者の意見を偏りなく十分に聴き、議事録等を公表する等により今後の事業展開に関する新しいアイデア等を共有するほか、卸売市場の施設を有効に活用する新規の取引参加者の参入を促す等、取扱品目ごとの実情に応じて卸売市場の活性化を図る観点から、ルール設定を行う。

### 3 卸売市場における指導監督

#### (1) 開設者による指導監督（法第4条第5項第3号ハ及び第7号並びに第13条第5項第3号ハ及び第7号関係）

開設者は、取引参加者が遵守事項に違反した場合には、指導及び助言、是正の求め等の措置を講ずるとともに、卸売業者の事業報告書等を通じて卸売業者の財務の状況を定期的に確認する。

また、開設者は、卸売市場の業務を適正に運営するため、指導監督に必要な人員の確保等を行う。

#### (2) 国及び都道府県による指導監督（法第9条から第12条まで（第14条において準用する場合を含む）関係）

農林水産大臣及び都道府県知事は、毎年、開設者から卸売市場の運営の状況に関する報告を受けるとともに、卸売業者等の業務の状況を把握する。

また、農林水産大臣及び都道府県知事は、必要に応じ、開設者に対して報告徴収及び立入検査を行い、指導及び助言や措置命令の措置を講ずるほか、重大な法令違反等があった場合にはその認定を取り消すことにより、卸売市場における公正な取引を確保する。

## 第2 卸売市場の施設に関する基本的な事項

### 1 卸売市場の施設整備の在り方（法第4条第5項第8号、第13条第5項第8号及び第16条関係）

卸売市場は、都市計画との整合等を図りつつ取扱品目の特性、需要量等を踏まえ、売場施設、駐車施設、冷蔵・冷凍保管施設、輸送・搬送施設、加工処理施設、情報処理施設等、円滑な取引に必要な規模及び機能を確保する。

また、開設者の指定を受けて卸売業者、仲卸業者等が保有する卸売市場外の施設を一時的な保管施設として活用し、卸売市場の施設の機能を有効に補完する。

その上で、各卸売市場ごとの取引実態に応じて、次のような創意工夫をいかした事業展開が期待される。

#### (1) 流通の効率化

トラックの荷台と卸売場の荷受口との段差がなく円滑に搬出入を行うことができるトラックバースや、産地から無選別のまま搬入した上で一括して選果等を行う選別施設の整備、卸売市場内の物流動線を考慮した施設の配置等、卸売市場における流通の効率化に取り組む。

また、複数の卸売市場間のネットワークを構築し、一旦拠点となる卸売市場に集約して輸送した後他の卸売市場へと転送するハブ・アンド・スポーク等、他の卸売市場と連携した流通の効率化に取り組む。

#### (2) 品質管理及び衛生管理の高度化

トラックの荷台と低温卸売場の荷受口との隙間を埋めて密閉するドッグシェルターや、低温卸売場、冷蔵保管施設、低温物流センターの整備等によるコールドチェーンの確保に取り組む。

また、輸出先国のHACCP基準を満たす閉鎖型施設や、品質管理認証の取得に必要な衛生設備等、高度な衛生管理に資する施設の整備に取り組む。

(3) 情報通信技術その他の技術の利用

IoTを始めとする情報通信技術の導入により、低温卸売場の温度管理状況、保管施設の在庫状況、物流センターの出荷・発注状況等を事務所にいながらリアルタイムで把握できるようにする等、情報通信技術等の利用による効率的な商品管理等に取り組む。

(4) 国内外の需要への対応

加工食品の需要の増大に対応するための加工施設の整備、小口消費の需要の増大に対応するための小分け施設やパッケージ施設の整備等、国内の需要に的確に対応するための施設の整備に取り組む。

また、全国各地から多種多様な商品が集まる特性をいかし、加工や包装、保管、輸出手続等を一貫して行う輸出拠点施設の整備等、海外の需要に的確に対応するための施設の整備に取り組む。

(5) 関連施設との有機的な連携

主として生鮮食料品等の卸売を行う卸売市場の役割を基本としつつ、関係者間の調整を行った上で、卸売市場外で取引される食品等を含めて効率的に輸送する、既に市場まつり等の取組もなされているが、卸売市場の役割に支障を及ぼさない範囲で施設を有効に活用する、卸売市場から原材料を供給して加工食品を製造する等、卸売市場の機能を一層有効に発揮できるよう、卸売市場の内外において関連施設の整備に取り組む。

2 国による支援（法第16条関係）

卸売市場の施設の整備には、予算措置により国が助成し、特に中央卸売市場の開設者が食品等流通合理化計画に従って施設の整備を行う場合には、法に基づき、予算の範囲内において、その費用の10分の4以内を補助することができる。

**第3 その他卸売市場に関する重要事項**

1 災害時等の対応

開設者、卸売業者及び仲卸業者は、災害等の緊急事態であっても継続的に生鮮食料品等を供給できるよう、事業継続計画（BCP）の策定等に努めるとともに、開設者は、社会インフラとして迅速に生鮮食料品等を供給できるよう、地方公共団体と食料供給に関する連携協定の締結等に努める。

2 食文化の維持及び発信

開設者、卸売業者及び仲卸業者は、多種多様な野菜及び果物、魚介類、肉類等の食材の供給や、小中学生や消費者との交流等を通じて、食文化の維持及び発展に努める。

3 人材育成及び働き方改革

卸売業者及び仲卸業者は、人手不足の中で必要な人材を確保するため、労働負担を軽減する設備の導入、休業日の確保、女性が働きやすい職場づくり等、卸売市場の労働環境の改善に努める。